

## 「令和7年度 防災人材育成実施支援業務委託」 提案書作成要領

本業務における提案書作成要領は、次のとおりです。

### 1 件名

令和7年度 防災人材育成実施支援業務委託

### 2 業務の内容

別紙、業務説明資料（資料1）のとおり

概算業務価格（上限）は約 2,000 千円（税込）です。

なお、提案書提出時には参考見積書を提出するものとします。

### 3 参加要件

本プロポーザル参加業者の資格は次のとおりとします。

- (1) 令和7、8年度横浜市一般競争入札参加者有資格名簿（物品・委託等）に登録され、下記の要件を満たすこと。なお、令和7、8年度横浜市一般競争入札参加有資格者名簿に未だ登載されていないが、「参加意向申出書（様式1）」を提出した時点で現に申請中であり、受託候補者の特定までの間において下記種目及び細目にて登載が完了している場合は可とする。
  - ア 登録種目「イベント企画運営等」の細目A「イベント企画」を登録していること。
  - イ 登録種目「各種調査企画」の細目B「コンサルティング（建設コンサル等を除く）」を登録していること。
- (2) 参加意向申出書の提出期限から受託者候補者の特定の日まで、「横浜市指名停止等措置要綱（平成16年4月1日）」の規定による停止措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (4) 成年被後見人、被保佐人、被補助人及び未成年でないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産宣告を受け、復権していない者でないこと。
- (6) 銀行取引停止処分を受けている者でないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続き開始の申立又は民事再生（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの申立がなされている者（更正又は再生の手続開始の決定がなされている者で履行不能に陥るおそれがないと横浜市が認めたものを除く。）でないこと。
- (8) 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者ではないこと。
- (9) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年12月神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反している事実がない者であること。

(10) 共同事業体（当該業務を共同連携して行うことを目的に結成した共同体）である場合、次の条件を満たすこと。

ア 幹事者を定め、その幹事者は、上記(1)～(9)の条件をすべて満たすこと。

イ 構成員は上記(2)～(9)の条件をいずれも満たすこと。

ウ 幹事者は、全構成員の代表者名を記載し、それぞれの代表者印を押印した共同事業体の協定書を締結すること。押印する幹事者の印は、契約時に使用するものと同一のものを使用すること。

エ 構成員の分担業務が、業務内容により「共同事業体協定書」において明らかであること。

オ 「共同事業体」の各構成員は、当該業務について提案を行う他の共同事業体の構成員になっていないこと。また、共同事業体の構成員は、単体の企業として参加していないこと。

(11) 本業務の完了までの履行が可能なこと。

#### 4 スケジュール

契約締結までのスケジュールは、次のとおりです。

事項	時期
公募要項などの公表	令和7年5月12日（月）
参加意向申出書締め切り	令和7年5月19日（月）17時00分まで
提案資格確認結果通知書送付	令和7年5月21日（水）まで
質問書受付期間	令和7年5月28日（水）17時00分まで
質問書回答	令和7年6月3日（火）まで
提案書提出 ※参考見積含む	令和7年6月10日（火）17時00分まで
結果通知書の送付	令和7年7月上旬頃
契約締結	令和7年7月末頃

#### 5 参加に係る手続き

##### (1) 参加表明手続き（参加意向申出書等の提出）

本プロポーザルにおいて、提案書の提出を希望する場合は、以下アに記載がある書類のうち該当するものを各1部提出し、必ず参加意向の表明を行ってください。

###### ア 提出書類

- ・参加意向申出書（様式1）
- ・誓約書（様式2）
- ・共同企業体の場合は、「共同企業体協定書兼委任状」（横浜市物品・委託等に関する競争入札取扱要綱 第12号様式）を提出してください。
- ・令和7、8年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等）に登録申請中の場合は、申請中であることが確認できる書類（申請受付内容及び入札参加資格審査申請書等）の写し

###### イ 提出期限

令和7年5月19日（月）17時00分まで（必着）

###### ウ 提出先

横浜市都市整備局防災まちづくり推進課 担当 田中・鳥海

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎29階

電話番号：045-671-2691

エ 提出方法

郵送又は持参

- ・郵送の場合は、発送後に必ず提出先まで電話連絡を行ってください。
- ・郵送の場合は、書留郵便とし、期限までに到着するように発送してください。

(2) 提案資格確認結果の通知

ア 本プロポーザルに参加する意向申出者の提案資格を確認し、資格の有無に関わらず、提案資格確認結果通知書（別紙1）を令和7年5月21日（水）までに電子メールにて送付します。なお、提案資格が確認できた場合は、合わせてプロポーザル関係書類提出要請書（別紙2）を電子メールにて送付します。

イ 提案資格が認められなかった旨の通知を受けた意向申出者は、書面により提案が認められなかった理由の説明を求めるることができます。

なお、この書面の提出期限は、本市が通知した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の17時までとします。説明を求められた本市は、書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し、電子メールにより回答します。

6 質問書の提出

本要領等の内容について疑義のある場合は、次により質問書（様式3）の提出をお願いします。質問内容及び回答については、提案資格を満たす者であることを確認した全者に通知します。なお、質問事項のない場合は、質問書の提出は不要です。

(1) 提出書類

質問書（様式3）

(2) 提出期限

令和7年5月28日（水）17時00分まで（必着）

(3) 提出先

横浜市都市整備局防災まちづくり推進課 担当 田中・鳥海

電子メール：[tb-bousai@city.yokohama.lg.jp](mailto:tb-bousai@city.yokohama.lg.jp)

電話番号：045-671-2691

(4) 提出方法

電子メール

ア 電子メールの件名の頭に「【質問書】」と記載してください。

イ 電子メール送信後に必ず提出先まで電話連絡による到達確認を行ってください。

(5) 回答日及び方法

令和7年6月3日（火）までに電子メールにて回答します。（※提案資格を満たす者であることを確認できない場合は通知しません。）

7 提案書の提出

提案資格が認められた者において、所定の様式にて提案書を作成し、提出してください。

(1) 提出書類

ア 提案書表紙（様式4）

- イ 会社の概要及び会社・総括責任者の類似業務実績（様式 5）
- ウ 提案内容について（様式 6）
- エ ワークライフバランス等、企業としての取組（様式 7 ※要添付資料あり）
- オ 提案書の開示に係る意向申出書（様式 8）
- カ 参考見積書（任意様式、人工や単価などを明記）

(2) 提出部数  
電子データ：1部

(3) 提出期限  
令和7年6月10日（火）17時00分まで

(4) 提出先  
横浜市都市整備局防災まちづくり推進課 担当 田中・鳥海  
電子メール：[tb-bousai@city.yokohama.lg.jp](mailto:tb-bousai@city.yokohama.lg.jp)  
電話番号：045-671-2691

(5) 提出方法  
電子メールに PDF 形式にした(1)の提案書一式を様式 4 に添付し、提出してください。なお、電子メール発送後に必ず提出先まで電話にて連絡してください。

(6) 提案内容の作成方針  
別紙「業務説明資料」や横浜市の特性を踏まえ、以下の項目について貴社の考え方を提案してください。

- ア 防災まちづくり協議会等に企画提案する地震への備えや対策を学ぶ防災プログラムのイメージ、及びその有用性や実践性について
- イ 参加する子育て世代、及びイベントを運営する地域ボランティアスタッフが参加したくなるような工夫について

(7) 提案書作成の留意点  
提案書の作成にあたっては、以下の事項に留意してください。

- ア 提案書は、別添の所定の書式に基づき作成するものとします。
- イ 提案書は、文章・図表などを使用し、わかりやすく簡潔に記述してください。
- ウ 用紙の大きさは原則 A4 版縦とします。
- エ 文字は注記等を除き原則として 10 ポイント程度以上の大きさとし、所定の様式の範囲に収めてください。
- オ 公平な評価のため、評価委員会では提案事業者名を伏して評価を行います。提案書の所定箇所以外は「提案事業者名」および「提案事業者名が推定できるような表現」は記載しない、もしくはマスキングをしてください。
- カ 多色刷りは可としますが、評価のためモノクロ複写しますので、見易さに配慮をお願いします。

(8) その他

- ア 所定の様式以外の書類については受理しません。
- イ プロポーザルの提出後、本市の判断により補足資料の提出を求めることがあります。
- ウ 提出された書類は、返却しません。
- エ プロポーザルの提出は、1 者につき 1 案のみとします。

オ 提案内容の変更は認められません。

## 8 評価基準

提案書評価基準のとおり（参考見積金額は評価の対象になりません）

## 9 プロポーザルに係る審議

本プロポーザルの実施及び特定等に関する審議は、次に示す委員会で行います。

名 称	都市整備局第二入札参加資格審査・指名業者選定委員会	令和7年度 防災人材育成実施支援業務委託に係るプロポーザル評価委員会
所掌事務	プロポーザルの実施、受託候補者の特定に関すること	プロポーザルの評価に関すること
委 員	都市整備局 企画課長 総務課長 交通企画課長 都心再生課長 みなとみらい・東神奈川臨海部 推進課長 地域まちづくり課長 防災まちづくり推進課長 市街地整備調整課長 経理係長	都市整備局 企画課長 総務課長 地域まちづくり課担当課長 防災まちづくり推進課長 総務局 地域防災課長

## 10 特定・非特定の通知

提案書を提出した者には、受託候補者への特定・非特定に関わらず、結果通知書（別紙3）を電子メールにて送付します。

### (1) 通知日

令和7年7月上旬頃に電子メールにて送付します。

### (2) その他

特定されなかった旨の通知を受けた提案者は、書面により特定されなかった理由の説明を求めることができます。なお、書面は、本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに提案書提出先まで提出しなければなりません。

本市は上記の書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答します。

## 11 留意事項

### (1) 以下の条件に該当した場合、プロポーザルは無効となります。

ア 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの

イ 提案書作成要領に指定する提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの

ウ 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

エ 提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの

オ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの

カ 虚偽の内容が記載されているもの

キ 本プロポーザルに関して委員会委員と不正な接触があった者

(2) 提案書の作成及び提出等に係る費用は、貴社の負担とします。

(3) 手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(4) 契約書作成の要否

特定された受託候補者と、後日、本市の決定した予定価格の範囲内で業務委託契約を締結します。その際、受託者において契約書を作成することを要します。なお、業務委託条件・仕様等は、契約段階において若干の修正を行うことがあります。

(5) 提案書等の取扱い

ア 提出された提案書等は、プロポーザルの特定以外に提出者に無断で使用しないものとします。

イ 提出された提案書等は、他の者に知られることのないように取り扱います。ただし、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」等関連規定に基づき公開することがあります。

ウ プロポーザルの実施または公開等の際に、提出された提案書等の複製を作成することがあります。

エ 提案書等の提出後、本市の判断により補足資料の提出を求めることがあります。

オ 提出された書類は返却しません。

カ プロポーザルは、受託候補者の特定を目的に実施するものであり、契約後の業務は必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。

(6) その他

ア プロポーザルに虚偽の記載をした場合は、プロポーザルを無効とするとともに虚偽の記載をした者に対して、本市各局の業者選定委員会において特定を見合わせることがあります。

イ プロポーザル実施のために本市が作成した資料および参考資料として交付した資料については、本市の了解なく公表・使用することはできません。

ウ 参加意向申出書の提出期限以後、受託候補者の特定の日までの手続期間中に指名停止となった場合は、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとします。また、受託候補者として特定された者が指名停止となった場合は、次順位の者と業務委託契約の手続を行います。

エ 提案書を提出した後に辞退する場合は、速やかに本市に連絡するとともに、辞退届(様式9)にて申し出てください。